

平成十七年三月

西部及び中部太平洋における高度回遊性魚類資源の保存及び管理に関する条約の説明書

外務省

一	概説	一
1	条約の成立経緯	一
2	条約締結の意義	一
3	条約の締結により我が国が負うこととなる義務	一
4	早期国会承認が求められる理由	一
二	条約の内容	二
1	目的	二
2	適用区域	二
3	この条約と国連海洋法条約との関係	二
4	保存及び管理の原則及び措置	二
5	予防的な取組方法の適用	二
6	国の管轄の下にある水域における諸原則の実施	二
7	保存管理措置の一貫性	三
8	委員会の任務	三
9	委員会の補助機関	三
10	事務局	三
11	委員会の予算	三
12	意思決定	三
13	委員会の構成国の義務	四

14	旗国の義務	四
15	遵守及び取締り	四
16	乗船及び検査	五
17	地域オブザーバー計画	五
18	転載	五
19	紛争解決のための手続	五
20	漁業主体	六
21	再検討協議会	六
22	漁獲の条件	六
23	必要な情報	六
三	条約の実施のための国内措置	六
(参 考)		七

一 概説

1 条約の成立経緯

(1) 高度回遊性魚類（まぐろ類）は、その生息水域が広範であることから、海洋法に関する国際連合条約（以下「国連海洋法条約」という。）にも規定されているとおり、これらの資源の持続可能な利用のために、地域ごとに関係国が適切な保存及び管理の枠組みを作り協力していくことが必要と国際的に認識されていたところであった。

(2) こうした中、世界のまぐろ類の漁業生産の約半分を占める中西部太平洋においても、保存及び管理のための枠組みを設立することは有意義であるとして、平成六年（千九百九十四年）十二月から、条約の起草及び交渉のための多数国間ハイレベル会合が計七回開催された結果、平成十二年（二千年）九月にこの条約が採択された。

2 条約締結の意義

この条約は、中西部太平洋における高度回遊性魚類資源の保存及び持続可能な利用を確保することを目的として、高度回遊性魚類資源の保存及び管理のための委員会を設立すること等について定めるものである。我が国がこの条約を締結することは、このような目的に積極的に協力し、及び我が国のかつお・まぐろ漁業の安定した発展を図るとの見地から有意義であると認められる。

3 条約の締結により我が国が負うこととなる義務

この条約の締結により我が国が負うこととなる主要な義務は、我が国を旗国とする漁船がこの条約の規定及び保存管理措置を遵守すること並びに他の締約国の管轄の下にある水域において許可なく漁獲を行わないことを確保するため、当該漁船に対する取締りを含め必要な措置をとること等である。

4 早期国会承認が求められる理由

この条約は、既に昨年六月に発効しており、同年十二月に西部及び中部太平洋における高度回遊性魚類資源の保存及び管理のための委員会（以下「委員会」という。）の第一回会合が開催された。第一回会合では、この条約に基づく保存管理措置についての本格的な議論は行われなかったが、今後、本年十二月に行われる予定の第二回会合に向けて、かかる議論が本格化することが予想されることから、我が国としては、早急にこの条約を締結し、正式な締約国として保存管理措置の決定過程に積極的に参画していくことが

極めて重要である。

二 条約の内容

条約は、前文、本文四十四箇条、末文及び四の附属書から成り、その概要は次のとおりである。

1 目的（第二条）

この条約の目的は、国連海洋法条約及び分布範囲が排他的経済水域の内外に存在する魚類資源（ストラドリング魚類資源）及び高度回遊性魚類資源の保存及び管理に関する千九百八十二年十二月十日の海洋法に関する国際連合条約の規定の実施のための協定（以下「協定」という。）に従い、効果的な管理を通じて中西部太平洋における高度回遊性魚類資源の長期的な保存及び持続可能な利用を確保することにある。

2 適用区域（第三条）

条約区域（委員会が権限を有する区域）の範囲等を定める。

3 この条約と国連海洋法条約との関係（第四条）

この条約のいかなる規定も、国連海洋法条約及び協定に基づく各国の権利、管轄権及び義務に影響を及ぼすものではない。この条約については、国連海洋法条約及び協定の範囲内で、かつ、これらと合致するように解釈し、及び適用する。

4 保存及び管理の原則及び措置（第五条）

委員会の構成国は、条約区域における高度回遊性魚類資源を全体として保存し、及び管理するため、高度回遊性魚類資源の長期的な持続可能性を確保し、及び高度回遊性魚類資源の最適利用の目的を促進するための措置をとること等を行う。

5 予防的な取組方法の適用（第六条）

委員会の構成国は、予防的な取組方法を適用するに当たって、資源別の基準値及び当該基準値を超過した場合にとるべき措置の決定等を行い、新規又は探査中の漁場については、できる限り速やかに注意深い保存管理措置をとり、並びに自然現象が高度回遊性魚類資源の状態に著しい悪影響を及ぼす場合等には、緊急の保存管理措置をとる。

6 国の管轄の下にある水域における諸原則の実施（第七条）

沿岸国は、条約区域における自国の管轄の下にある水域内において、第五条に規定する保存及び管理のための原則及び措置を適用する。

7 保存管理措置の一貫性（第八条）

(1) 公海について定められる保存管理措置と国の管轄の下にある水域について定められる保存管理措置とは、高度回遊性魚類資源全体の保存及び管理を確保するために一貫性のあるものでなければならない。

(2) 沿岸国は、自国の管轄の下にある水域において採用している措置が同一の資源に関し委員会によって採択される措置の実効性を損なわないことを確保する。

8 委員会の任務（第十条）

委員会の任務は、条約区域内における総漁獲可能量又は総漁獲努力量を決定すること並びに他の保存及び管理の措置及び勧告を採択すること等とする。

9 委員会の補助機関（第十一条）

(1) 委員会の補助機関として、科学専門委員会及び技術・遵守専門委員会を設置する。

(2) 委員会は、その任務の遂行のために必要と認める他の補助機関を設置することができる。

(3) 委員会は、その採択する保存管理措置の北緯二十度線の北側の水域についての実施及び主として当該水域に生息する資源に関する保存管理措置の作成に関して勧告を行うための小委員会を設置する。

10 事務局（第十五条）

委員会は、事務局長その他の委員会が必要とする職員によって構成される常設の事務局を設置することができる。

11 委員会の予算（第十八条）

予算に対する分担金の額は、委員会がコンセンサス方式によって採択し、及び必要に応じて改正する算定方式に基づいて決定される。

12 意思決定（第二十条）

委員会における意思決定は、原則として、コンセンサス方式によるものとするが、多数による議決で意思決定が行われる場合の手続についても規定する。

13 委員会の構成国の義務（第二十三条）

委員会の構成国は、この条約の規定並びにこの条約に基づいて随時合意される保存、管理及び他の措置又は事項を速やかに実施し、並びにこの条約の目的を促進するために協力する。

14 旗国の義務（第二十四条）

(1) 委員会の構成国は、自国を旗国とする漁船がこの条約の規定及びこの条約に基づいて採択される保存管理措置を遵守すること並びに締約国の管轄の下にある水域において許可なく漁獲を行わないことを確保するために必要な措置をとる。

(2) 委員会の構成国は、自国の旗を掲げる権利を有する漁船のいずれについても、自国の適当な当局が許可を与えない限り、当該漁船が国の管轄の下にある水域を超える条約区域において高度回遊性魚類資源の漁獲に使用されることを認めない。

(3) 委員会の構成国は、条約区域における公海で高度回遊性魚類資源の漁獲を行う自国の漁船に対し、そのような水域にある間、準リアルタイム衛星船位測定送信機を使用することを要求する。

15 遵守及び取締り（第二十五条）

(1) 委員会の構成国は、この条約の規定及び委員会が定めるすべての保存管理措置を執行する。

(2) 委員会の構成国は、自国を旗国とする漁船による違反の容疑につき十分な証拠が存在すると認める場合には、手続を開始するため自国の法律に従って遅滞なく自国の当局に事件を付託し、及び適当な場合には当該漁船を抑留する。

(3) 委員会の構成国は、自国を旗国とする漁船がこの条約の規定又は委員会が採択する保存管理措置に対する重大な違反を行ったことが自国の法律によって確定した場合には、その漁船が当該違反について自国によって課されたすべての制裁に従うまでの間、条約区域において、漁獲活動に従事しないことを確保する。

(4) 違反について適用される制裁は、遵守を確保する上で効果的であるため、及び場所のいかんを問わず違反を防止するため十分に厳格なものとし、また、違反を犯した者から違法な活動によって生ずる利益を取り上げるものとする。

(5) 委員会の構成国は、委員会が採択する保存管理措置の実効性を損なう活動その他当該保存管理措置に違反する活動に従事した漁船が条約区域において漁獲を行うことを抑止するために、旗国が適当な措置をとるまでの間、協定及び国際法に基づいて措置をとることができる。

(6) 委員会は、国又は主体の漁船が委員会によって採択された保存管理措置の実効性を損なう方法で漁獲を行う場合には、必要ときは、当該国又は主体に対して、委員会が規制する種に関し委員会の構成国の国際的な義務に合致した無差別な貿易措置をとることを認める手続を作成する。

16 乗船及び検査（第二十六条）

(1) 委員会は、保存管理措置の遵守を確保するために、条約区域における公海上の漁船に対する乗船及び検査のための手続を定める。

(2) 委員会が、この条約が効力を生じてから二年以内に、(1)の手続又は代替的な仕組みについて合意することができない場合には、協定第二十一条及び第二十二条をこの条約の一部であるとみなして適用する。

(3) 委員会の構成国は、自国を旗国とする漁船が正当に権限を与えられた検査官による乗船を受け入れることを確保する。

17 地域オブザーバー計画（第二十八条）

(1) 委員会は、検証された漁獲量データ等を収集するため、及び委員会が採択する保存管理措置の実施を監視するために地域オブザーバー計画を作成する。

(2) 委員会の構成国は、委員会が要求する場合には、条約区域における自国を旗国とする漁船が地域オブザーバー計画のオブザーバーを受け入れるようにすることを確保する。

18 転載（第二十九条）

委員会の構成国は、自国の漁船が実行可能な範囲で港において転載を行うことを奨励する。

19 紛争解決のための手続（第三十一条）

協定第八部に定める紛争の解決に関する規定は、委員会の構成国間の紛争に準用する。

20 漁業主体（附属書Ⅰ）

(1) 漁業主体は、その船舶が条約区域において高度回遊性魚類資源を漁獲する場合には、この条約が効力を生じた後、寄託政府に対し書面を送付することによって、この条約の定める制度に拘束されることに同意することができる。

(2) 当該漁業主体は、委員会の活動（意思決定を含む。）に参加し、及びこの条約に基づく義務を遵守する。

21 再検討協議会（附属書Ⅱ）

委員会の決定に関する再検討を行う再検討協議会を設置するための手続を定める。

22 漁獲の条件（附属書Ⅲ）

条約区域において漁獲のために使用することを許可されたすべての漁船の操業者が遵守しなければならない諸条件を定める。

23 必要な情報（附属書Ⅳ）

漁船記録に記載される各漁船について委員会に提供される情報を定める。

三 条約の実施のための国内措置

この条約の実施のためには、新たな立法措置は必要としない。分担金支払義務が生ずるため、予算措置を必要とする。

(参 考)

1 採択 平成十二年九月五日 ホノルルにおいて採択

2 効力発生 平成十六年六月十九日

3 署名国 十九箇国

オーストラリア、カナダ、クック諸島（*）、フィジー、インドネシア、マーシャル、ミクロネシア、ナウル、ニュージーランド、ニウエ（*）、パラオ、パプアニューギニア、フィリピン、サモア、ソロモン、トンガ、ツバル、アメリカ合衆国、バヌアツ

（* 我が国は、国家として承認していない。）

4 締約国 平成十七年二月十六日現在 十七箇国

オーストラリア、中華人民共和国、クック諸島（*）、フィジー、キリバス、大韓民国、マーシャル、ミクロネシア、ナウル、ニュージーランド、ニウエ（*）、パプアニューギニア、サモア、ソロモン、トンガ、ツバル、欧州共同体

（* 我が国は、国家として承認していない。）